

別記第2号（第3条の2関係）

### 共通基準（製品又はその原材料に使用する廃棄物の安全性に関する基準）

○共通基準（安全性に関する基準）

- 1 製品又はその原材料が土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号、以下「土壌環境基準」という。）で定める項目の物質を含有する場合には、土壌環境基準に基づく溶出試験の結果が同基準で定める基準値以下であること。（農用地に係る基準を除く。）

ただし、水底の底質で使用する製品又はその原材料が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号、以下「省令」という。）第1条で定める項目の物質を含有する場合には、その物質について水底土砂に係る判定基準に基づく溶出試験の結果が、検液1リットル（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下、「廃棄物処理法施行令」という。）別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物は試料1キログラム）につき省令で定める基準値以下であること。

法律に基づき許可、認可、登録等を受けた製品については、上記の基準値は当該法律に基づく法令により規定された基準値と読み替えることができるものとする。

- 2 製品又はその原材料がダイオキシン類を含有する場合には、ダイオキシン類による土壌の汚染、又は水底の底質に係る環境基準に基づく測定の結果が、次の基準値以下であること。

根拠：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）

項目	基準値	単位	製品の利用場所
ダイオキシン類	250	pg-TEQ/g	下記以外
	150	pg-TEQ/g	水底の底質

法律に基づき許可、認可、登録等を受けた製品については、上記の基準値は当該法律に基づく法令により規定された基準値と読み替えることができるものとする。

- 3 感染性廃棄物を原材料に使用している場合には、感染性がないよう十分に焼却・熔融加工・滅菌・消毒のいずれかがされていること。

根拠：特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号）

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成11年6月25日付け生衛発第956号厚生省生活衛生局水道環境部長通知別添）

- 4 製品の原材料に使用する再生資源が、廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号イ(1)から(6)までに規定する産業廃棄物及びこれらに類する一般廃棄物のみである場合など、有害物質を溶出するものでないものである場合は、その旨を申し立てること。